道の駅ソレーネ周南農林水産物等販売施設出荷登録規定

一般社団法人周南ツーリズム協議会

(目的)

第1条 この規定は一般社団法人周南ツーリズム協議会(以下「当会」という。)が 管理運営を行う道の駅ソレーネ周南農林水産物等販売施設(以下「直売所」とい う。)の運営に関し、直売所に出荷する者(以下「出荷者」という。)が遵守すべ き事項を定めるものとする。

(出荷者資格)

第2条 出荷者資格は次のいずれかの条件を満たしている者とする。

原則として、周南市に在住の方または周南市で農林水産業を営む方及び周南市に 事業所、支店を有する者。

2.当会が出荷者として特別に認めた者。

(出荷者登録)

- 第3条 当直売所に会員登録を申し込む者(以下「申込者」という。)は当会へ出荷 者申込書を提出するものとする。
- 2.新規出荷者の登録は、当会の出荷資格者基準を基に公平な審査を経るものとし、 同時に出荷者協力会の会員にならなければならない。

(出荷者協力会)

- 第4条 出荷者は、安全安心な農林水産物等の生産や出荷者の連携による直売所への安定供給など直売所の円滑な運営を図るため出荷者協力を組織するものとする。(登録費)
- 第5条 出荷者登録に際し、初年度登録料を2,000円、次年度以降更新料を1,000 円とする。ただし、登録抹消しても返却はしない。
- 2期間は4月1日~翌年3月31日までとし、途中入会の場合も減額はしない。 (販売手数料)
- 第6条 委託販売の販売手数料は別表1を基準とし定めるものとする。

(安心・安全への取り組み)

- 第7条 出荷者は安心・安全な農林水産物等を出荷するために、以下のことを実施・ 遵守するものとする。
 - (1) 出荷者講習会への参加
 - (2) 食品衛生法・農薬取締法・JAS法等の法令順守
- 2.出荷者講習会については、出荷者は必ず受講するものとする。正当な理由なく講習会を受講しない場合は、出荷停止とする。なお、出荷の再開には当会の指定する講習会の受講が必要となり、受講されない場合は引き続き出荷停止とする。
- 3.安心・安全について取組む意思がないと判断される場合、その出荷者は当直売所に出荷することができない。
- (出荷者登録の抹消)

- 第8条 出荷者は次の事由により登録を抹消する。
 - (1) 出荷者資格の喪失
 - (2)解散
- 2.出荷者は前項の規定するもののほか当会へ登録抹消届を提出し、承認された日において登録抹消とする。
- 3.出荷者で1年間(4月1日から翌3月31日)に出荷のない会員は、当会より出荷者継続の意思を確認し、申し出の無い限り3月31日をもって自然登録抹消とする。

(除名)

- 第9条 次の各項のいずれかに該当するときは、当会は協議によって登録抹消する ことができる。この場合には、出荷者に対して書面をもってその旨を通知し、か つ弁明する機会を与えなければならない。
 - (1) 当直売所取り決め事項に反したとき
 - (2) 当会及び出荷者協力会の決定に従わなかったとき
 - (3) 当直売所の事業を妨げる行為、または信用を傷つける行為をしたとき
 - (4) 出荷者が敷地内で消費者と直接取引を行ったとき
- (5)食品衛生法・農薬取締法・JAS法等の法令を著しく違反したとき (規定の改廃)
- 第 10 条 この規定の改廃は当会役員会の承認を経て、当会事務局で行なう。 (その他)
- 第11条 この規定に定める事項のほか、運営に関し必要な事項は別途協議し定める。

別表 1 委託販売手数料

分類	出荷可能な農林水産物等	委託販売手数料
農林産物	農業により周南市において生産されたも	販売価格の
	の	15%
水産物	漁業により周南市において水揚げされた	販売価格の
	もの	20%
加工品	周南市において製造・加工されたもの	
	周南市において生産等された原材料を	
	用いて製造・加工されたもの	
工芸品	周南市において工作されたもの	

ただし、市外出荷者は上記手数料に5%上乗せする。